

生徒心得

1 勉学に関する事項

- (1) 授業は、原則として生徒の着席位置を固定して行う。
- (2) 授業開始及び終了のときは、礼儀正しく行う。
- (3) 授業中許可なくして上衣を脱いだり、学校指定以外の防寒着や手袋などの使用をしてはならない。
- (4) 遅刻、早退、欠課の多い者については、HR担任から家庭に連絡をする。
- (5) いかなる試験においても不正行為があってはならない。不正行為と認められた場合は、指導等の対象とする。

2 施設・設備の取り扱い及び清掃に関する事項

- (1) 校舎内の美化に努め、清掃・整頓に細心の注意を払う。
- (2) 施設・設備は大切に取り扱い、破損せぬように注意する。
- (3) 机、椅子などを移動させた後は、必ず元の場所に戻す。
- (4) 放送・音楽・体育の設備使用及び休暇中に施設・設備を使用する場合は、管理責任者の許可を受ける。
- (5) 放課後及び臨時に行う清掃は、各自の受持ち分担区域で責任を持って行う。
- (6) 施設・設備を故意に破損したと認められた者は、「報告書」を提出し、弁償することを原則とする。

3 言行に関する事項

- (1) 飲酒、喫煙やシンナー、覚醒剤などの薬物は厳禁する。
- (2) 品位を失うような娯楽場（高校生及び18歳未満立入禁止の処置がとられている場所）には出入りを禁止する。
- (3) 言葉遣いは丁寧にし、挨拶や会釈を忘れない。
- (4) 時間を励行する。
- (5) 休み時間は外出を禁止する。やむを得ず外出するときはHR担任または生徒指導部に外出許可証を届け出て許可を受ける。昼休みも同様とする。
- (6) 放課後の長時間の居残りは、教員の許可を受ける。
- (7) 掲示は生徒指導部の承認を受け、指示された場所に掲示する。
- (8) 校内外で、本校生徒の名において集会または団体行動を必要とするときは、事前に生徒指導部の許可を受ける。

4 校外及び休暇中の生活に関する事項

- (1) 公衆道徳を守り、常に言動を慎む。
- (2) 休暇中、学校に登校する場合は制服を原則とする。（但し、部活動においてはその限りではない。）
- (3) 夜間外出は午後10時までとする。
- (4) 外泊は必ず保護者の承諾を得ること。
- (5) 外出する場合は、保護者に行き先や帰宅時間を告げておく。
また、学校指定の身分証明書を携帯する。
- (6) 休暇中のアルバイトは所定の書類を提出しなければならない。
- (7) 外泊をとまなうアルバイトは原則として禁止する。
- (8) 男女間の交際は、互いに人格を尊重し、誤解を受けるような行動は慎まなければならない。

5 服装・頭髪・所持品に関する規程

(1) 本校の服装・頭髪に関する規程は、以下のとおりとする。

A 制服

ア 冬服（4月1日～5月31日・10月1日～3月31日）※気温等で考慮する場合もある

①男子……学生服は黒色の標準型とし、校章を左襟につける。

ボタンは本校指定のものを正面に5個、両袖口に各2個つける。

ズボンはストレートの標準型で黒色の長ズボンとし、長さは足の甲に触れない程度とする。

ズボンの細部は以下のとおりとする。

・タック数：0～1で、縫いつぶしたものは認めない。

・わたり幅：35cm以下

・裾 幅：20～24cm

※ 生徒各自の体型に適したものとする。

②女子……本校指定のセーラー服とし、校章を左胸につけ、紺色のスカーフを結ぶ。

セーラー服の長さ、スカートの長さは、各自の体型に合わせたものとする。

スカートは黒色

アンダーシャツの色は、華美でなく単色のものが望ましい。

イ 夏服（6月1日～9月30日）※気温等で考慮する場合もある

①男子……校章刺繍入りの白色のカッターシャツ、または開襟シャツとし、長袖・半袖どちらでもよい。

ズボンは冬服に準ずる。

華美でなく単色のものが望ましい。

②女子……本校指定のセーラー服とし、校章を左胸につけ、紺色のスカーフを結ぶ。

スカートは冬服に準ずる。

華美でなく単色のものが望ましい。

ウ 合服 特に指定しない。

※移行期間については、原則として約1週間前とし、事前に連絡する。

B 靴

黒の革靴、または白・黒・紺色を基調とした運動靴とする。

ただし、いずれも短靴とし、ぞうりやセッタ、ハイカット、厚底等の靴は認めない。

C ソックス

①男子……白・グレー・紺・黒色で単色のものが望ましい。

②女子……白・紺・黒色・グレーで単色のものが望ましい。

D ベルト

「高知県高等学校 服装・頭髪に関する指導方針」（別紙参照）に準ずる。

E 防寒着（10月1日～3月31日）

ア 学校指定のウィンドブレーカー

校舎内での着用も認める。

ただし、式典や職員室等に入室の際は脱ぐこと。

イ バイク・自転車通学時の防寒着・防寒ズボン

防寒性・安全性に優れたものであれば、特に規定はないが、校舎内での着用は認めない。

ウ カーディガン

下記の条件を満たすものについて、女子のみを対象に校舎内での着用を認める。

ただし、式典等の際は脱ぐこと。

①色は黒・紺・グレー（黒に近いもの）で、単色のもの

②肩パット、金ボタン及び装飾品は不可

③長さは腰の位置までのもの

エ マフラー・手袋

特に指定しないが、校舎内や屋外授業等での着用は認めない。

オ タイツ・ストッキング

黒色またはベージュで単色のものとする。

カ 女子の防寒ズボン

イに準じて認め、女子については徒歩通学の場合も可とする。

校舎内での着用は認めない。

(3) 頭髪

「高知県高等学校 服装・頭髪に関する指導方針」(別紙参照)に準ずる。

尚、男女とも清潔な髪型を保つように努めること。

(4) 装飾品

「高知県高等学校 服装・頭髪に関する指導方針」(別紙参照)に準ずる。

ゴム紐・リボン・ヘアピン等の色は、黒・紺・茶色とする。

貴金属類の着用や化粧の使用は認めない。

(5) 雨傘・レインコート・雨靴

特に指定しない。

(6) 所持品

通学用カバンは特に指定はしない。

その他の所持品については、学習に不必要なものは持ち込まないこと。

(7) 携帯電話

持ち込みは許可するが使用時間を厳守する。校舎内一切使用禁止。

朝のSHの始まりから帰りのSHの終わりまで、電源を切り、一切の使用をしない。特に休み時間には気をつけること。違反した場合については、終日預かり指導を行い反省文による指導、2回目以降は、保護者への連絡を行い、個別指導を行う場合もある。

(8) その他

特別な事情のため、以上の事項に違反する者は、HR担任を通じて生徒指導部に「異装願」を提出し、許可を得なければならない。

(9) 制服取扱店

ア 暮らしのファッションにしみり(男女共) 65-0293

ウ 川村衣料品店(女子のみ) 65-0388

7 交通安全に関する事項

(1) 普通自動車・自動二輪の運転免許取得について

ア 卒業見込み者であり、その他、特に問題のない生徒については、以下の規定に従い在学中の自動車学校及び教習所への入校および受講を認める。

① 説明会に参加し、「免許取得許可願」「入校願」等の手続きを必ず行う。

② 期間は3年次の2学期中間試験最終日以降とする。

③ 卒業試験発表中及び試験中の受講は認めない。

④ 運転免許試験については上記アの規定を厳守する。

⑤ 自動車学校等への入校・受講は、定期試験発表中及び試験中の受講は認めない。

⑥ 免許取得後は、運転免許証は保護者の責任で管理し、卒業式の翌日までは絶対に運転をしない。

イ 無許可、無届けの場合は、生徒指導(家庭謹慎等)の対象とする。

(2) 原動機付自転車について

ア 原動機付自転車運転免許の取得

16歳以上で特に問題がなく、保護者の許可がある場合について、取得を許可する。

イ 原動機付自転車による通学（以下、バイク通学）は、以下の条件で許可する。

原則として学校より6km以遠の生徒。ただし、広野・野越・神在居・川井・后別当・下西の川地区は可とする。

ウ 取得および通学許可の手続き

① 説明会への参加

② 「原動機付自転車運転免許受験願」の提出

③ 「原動機付自転車運転免許受験許可証」の発行

審議の結果、学校側が適当と認めた者に対して発行する。尚、この許可証は、運転免許取得後、学校に返却する。

④ 「運転免許取得届及び安全運転誓約書」の提出

取得後ただちに学校に提出する。

⑤ 「許可証」の発行

学校が安全教育を徹底したうえで発行する。バイクに乗る場合は必ず携帯すること。

※ 通学条件を満たさない生徒は、これをもって手続きを完了し運転を許可する。

⑥ 「原動機付自転車通学許可願」の提出

通学の条件を満たした生徒でバイク通学を希望する場合は、学校に提出する。

エ その他

① 原付免許取得は、長期休暇中とする。

② バイク通学に関する手続きについては、年度ごとに行う。

③ 取得の際には、必ず実技指導を受ける。

④ バイク通学生以外が、部活動のために大越グラウンド・東津野B&G体育館等への移動に原付を利用することは差し支えない。ただし、事前に顧問の了解は得ておくこと。（部活動以外の学校活動の場合も、これに準ずる。）

⑤ 運転免許証はいかなる場合も保護者の責任において管理する。

(3) バイク通学の停止について

ア 交通違反・事故など（6）の原動機付自転車の指導細則別表において、バイク通学の停止を行う。

(4) 使用車両及びその他注意事項

ア 使用車両はオートマチック式スクーターに限る。（購入時の型をくずさない。荷物を足元に置かない）

イ 「交通違反・事故申告書」…交通違反や交通事故を起こした場合は必ず学校に連絡する。また、その時必要があれば、この申告書を学校に提出する。

ウ 「整備不良指摘票」………学校の実施する車体整備点検で整備不良があった場合には、生徒指導部よりその生徒に対して、この指導票を発行する。不良を指摘された生徒は、指定された期日までに整備を完了し、報告する。

エ サイドスタンドは禁止する。

オ バイク、ヘルメットには生徒指導部が発行するステッカーを貼付する。

(5) 自転車通学について

自転車通学を希望する者は、次の手続きで許可する。

ア 「自転車通学許可願」の提出

自転車通学を希望する生徒は、これを学校に提出する。

イ ステッカーの貼付

生徒指導部が発行する登録番号付きのステッカーを自転車に貼付する。

ウ 自転車通学生はヘルメットの着用を義務付ける。

令和5年度4月1日より施行